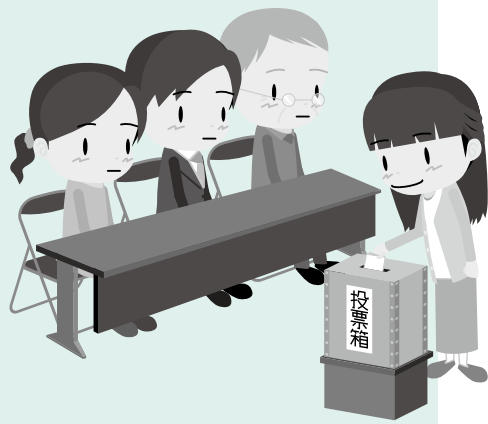


# 7月24日は市長選挙の投票日です

問い合わせ／選挙管理委員会事務局(内線4714)



市選挙管理委員会では、任期満了に伴う鴻巣市長選挙の投票日等を次のとおり決定しました。

告示日／7月17日(日)  
投票日時／7月24日(日)7時～20時  
開票日時／7月24日(日)21時～  
開票場所／総合体育館

## □立候補予定者説明会

立候補を予定している方は、あらかじめ市選挙管理委員会へ連絡のうえ、必ず出席してください。  
とき／6月7日(火)9時～  
ところ／市役所本庁舎4階大会議室

## 郵便等による不在者投票について

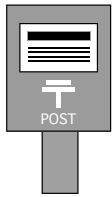
身体の障がいや疾病のため、投票所へ行って投票することができない方が、自宅等で記載し、郵便又は信書便を利用して投票を行う制度です。この制度によって投票を希望する場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の申請手続が必要です。

## □郵便等による不在者投票ができる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証の交付を受けており、障がいの種類や等級、要介護認定区分が下表のいずれかに該当する方は、郵便等による投票が利用できます。

## □郵便等投票証明書の交付申請・有効期限

市選挙管理委員会に備えの申請書(市HPにもあります)に必要事項を記入し、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて、同所へ申請します。交付された郵便等投票証明書の有効期限は、身体障がい者又は戦傷病者の方は交付日から7年間、要介護者の方は交付日から要介護認定の有効期間の末日までとなります。



手帳など	障がいの種類など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

## □郵便等投票の代理記載制度

郵便等による不在者投票ができる方で、左表の要件に該当する方は、代理記載制度で投票を行うことができます。代理記載による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、代理記載人となるべき方の届出等が必要です。詳細はお問い合わせください。

手帳	障がいの種類	等級など
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳		特別項症から第2項症

